

奈良市告示第542号

奈良市物品購入等入札参加の資格等に関する要領を次のように定める。

令和6年10月11日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市物品購入等入札参加の資格等に関する要領
(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項及び令第167条の11第2項の規定に基づき、本市が発注する物品の購入、製造の請負その他の契約（建設工事、測量及び建設コンサルタントについての契約を除く。以下「物品購入等契約」という。）に係る入札又は見積り（以下「入札等」という。）に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）、審査その他必要な事項を定めるものとする。

(入札参加資格)

第2条 入札等に参加を希望する者は、市長の入札参加資格審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格を得ることができない。

- (1) 令第167条の4第1項各号に該当する者
- (2) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これらを受けていない者
- (3) 奈良市税、所得税又は法人税、奈良市国民健康保険料、奈良市の水道料金及び下水道使用料、消費税並びに地方消費税に滞納がある者
- (4) 次のいずれかに該当する事由があると認められる者

ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時物品購入等契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。

ウ 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。

オ ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 前項の資格審査を受けようとする者は、入札参加資格審査申請書に別に定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

3 前項の申請は、市長が別に定める期間に行うものとする。ただし、当該申請期間経過後においても市長が当該申請期間と別に定める期間に申請を行うことができるものとする。

(資格者の決定等)

第3条 市長は、入札参加資格を有する者（以下「資格者」という。）を決定したときは、競争入札参加資格者名簿に登録し、その旨を申請者に通知するものとする。

（入札参加資格の有効期間）

第4条 入札参加資格の有効期間は、定期申請（第2条第3項本文の申請をいう。以下同じ。）にあっては3年間とし、追加申請（第2条第3項ただし書の申請をいう。）にあっては結果通知をした日の翌日から直前の定期申請により入札参加資格を得た者の有効期間の末日までとする。

（変更届）

第5条 資格者は、次に掲げる事項に変更があったとき、又は長期にわたり休業することとなったとき、若しくは廃業することとなったときは、市長が別に定めるところにより、速やかに市長に届け出なければならない。

- （1） 商号又は名称及び所在地
- （2） 代表者氏名
- （3） 代理人
- （4） その他営業内容についての重要な事項

（入札参加資格の取消し）

第6条 市長は、資格者が令第167条の4第2項各号（令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に規定する場合のいずれかに該当するとき又は不正の手段により入札参加資格を受けたと認められるときは、入札参加資格を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により資格者の入札参加資格を取り消したときは、直ちに当該資格者に通知するものとする。

（雑則）

第7条 この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和6年10月11日から施行する。